

件名

不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第 号）の施行に伴い、不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件（平成十九年金融庁告示第五十四号）の一部を次のように改正し、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行の日（令和七年五月一日）から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第十三条第三号及び第四十九条第三号の規定に基づき、不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を次のように定める。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第十三条第五号及び第四十九条第五号の規定に基づき、不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を次のように定め、平成十九年九月三十日から適用する。</p>